

#### ④ 複合影響

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時に稼働した場合の複合影響の予測結果を表 6-5-12 に示す。

複合影響については、各工事の影響が最も大きくなる場合を組み合わせることとし、各工事の条件は、ごみ処理施設については杭打工事時、最終処分場についてはA案及びC案の建設作業機械最大時、地域振興施設については建設作業機械最大時とした。

表 6-5-12 複合影響の振動予測結果（振動レベル $L_{10}$ ）

単位：dB

予測地点	対象	現況値	寄与値	予測結果
		(バックグラウンド)	(建設機械の稼働に起因する振動)	(現況値と寄与値の合成値)
敷地境界 (No. 1)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	30	22.9	30.8
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時		35.5	36.6
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時		22.9	30.8
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時		43.2	43.4
	①+②+④複合影響		43.9	44.1
	①+③+④複合影響		43.3	43.5
敷地境界 東 (No. 7)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	30	48.8	48.9
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時		32.8	34.6
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時		33.3	35.0
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時		33.4	35.0
	①+②+④複合影響		49.0	49.1
	①+③+④複合影響		49.0	49.1

備考) 1. 現況値 (バックグラウンド) は、現地調査により設定。  
2. 建設機械の稼働時間は昼間の8時間とした。

#### (6) 環境保全措置の内容と経緯

##### ① 環境配慮事項

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 6-5-13 に示す。

表 6-5-13 環境配慮事項

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類		
			回避	最小化	代償
建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。	振動の発生抑制		○	
機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。	振動の発生抑制		○	

##### ② 環境保全措置

建設機械の稼働においては、環境配慮事項を実施することにより振動の影響は、最小化され、振動レベルは低い結果となったことから、環境保全措置は講じない。

(7) 評価方法

① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、環境保全措置を講じない場合（保全措置なし）において、実行可能な範囲内のできる限り回避又は最小化、代償されているかを明確にすることとした。

② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

予測結果が、表 6-5-14 に示した環境保全に係る基準または目標との間に整合が図れているかどうかを検討した。

表 6-5-14 環境保全に係る基準または目標

特定建設作業の種類	環境保全に係る基準または目標	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機等を使用する作業</li> <li>・鋼球を使用して破壊する作業</li> <li>・舗装版破砕機を使用する作業</li> <li>・ブレーカーを使用する作業</li> </ul>	「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する条例」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準値である 75dB とした。	予測地点を含む対象事業実施区域の西側及びその周辺は、規制基準の適用を受ける第 1 号区域に指定されており、規制基準との整合性が図られているか検討することとした。

(8) 評価結果

① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

建設機械の稼働の予測結果と現況値に対する振動レベルの増加量を表 6-5-15 に示す。

建設機械の稼働による振動レベルの増加量は、最大で 19.1dB となる。

ただし、複合影響の場合で 49.1dB と人が振動を感じ始める大きさである 55dB（参考資料：「新・公害防止の技術と法規 2010〔騒音・振動編〕」2010, (社)産業環境管理協会）以下となることから、建設機械の稼働に伴う振動を体感することはないと考えられ、影響は最小化されていると評価する。

表 6-5-15 予測結果及び現況値に対する増加量（振動レベル  $L_{10}$ ）

単位：dB

予測地点	対象	現況値	予測結果	増加量
		(バックグラウンド)	(現況値と寄与値の合成値)	(建設機械の稼働)
敷地境界 (No. 1)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	30	30.8	0.8
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時		36.6	6.6
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時		30.8	0.8
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時		43.4	13.4
	①+②+④複合影響		44.1	14.1
	①+③+④複合影響		43.5	13.5
敷地境界 東 (No. 7)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	30	48.9	18.9
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時		34.6	4.6
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時		35.0	5.0
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時		35.0	5.0
	①+②+④複合影響		49.1	19.1
	①+③+④複合影響		49.1	19.1

備考) 1. 現況値（バックグラウンド）は、現地調査が 30dB 未満であったことから 30dB とした。

2. 建設機械の稼働時間は昼間の時間帯とした。

② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

各施設の建設における振動レベルの最大値の評価結果を表 6-5-16 に示す。

予測結果は、全て環境保全目標を満たす結果となっている。

以上のことから、環境保全に関する基準又は目標との整合性は図られている。

表 6-5-16 建設機械の稼働に係る振動評価結果

単位：dB

予測地点	対象	予測結果	環境保全に係る基準または目標	評価
		(現況値と寄与値の合成値)		
敷地境界 (No. 1)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	30.8	75	○
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時	36.6		○
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時	30.8		○
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時	43.4		○
	①+②+④複合影響	44.1		○
	①+③+④複合影響	43.5		○
敷地境界 東 (No. 7)	①ごみ処理施設の建設 杭打(油圧ハンマ工)	48.9		○
	②最終処分場の建設(A案) 建設作業機械最大時	34.6		○
	③最終処分場の建設(C案) 建設作業機械最大時	35.0		○
	④地域振興施設の建設 建設作業機械最大時	35.0		○
	①+②+④複合影響	49.1		○
	①+③+④複合影響	49.1		○

備考) ○は環境保全に係る基準または目標に適合

## 2) 資機材の運搬車両の走行による振動の影響

### (1) 予測項目

予測項目は、資機材の運搬車両の走行による振動の影響（時間率振動レベル( $L_x$ )）とした。

### (2) 予測地域及び地点

「資機材の運搬車両の走行による騒音」と同じとした（予測地点位置は「建設機械の稼働による騒音」における図 6-3-6 に示したとおり）。

### (3) 予測対象時期

「資機材の運搬車両の走行による騒音」と同じとした。

### (4) 予測方法

#### ① 予測手順

資機材の運搬車両の走行による振動の影響の予測手順を図 6-5-3 に示す。

資機材の運搬車両の走行による振動は、「一般車両」のみが走行した場合の振動レベルと「一般車両+資機材の運搬車両」が走行した場合の振動レベルの差を「資機材の運搬車両」の走行による振動レベルの増加量として予測し、影響を検討した。

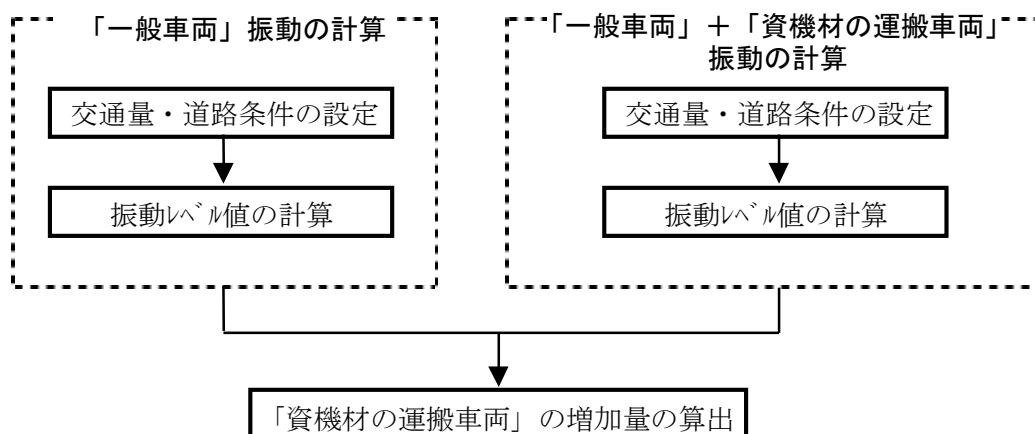


図 6-5-3 資機材の運搬車両による振動の予測手順

## ② 予測式

予測式は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省,平成18年9月）に基づき「建設省土木研究所提案式」による予測式を基本とした。

(建設省土木研究所提案式)

$$L_{10}' = a \cdot \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \cdot \log_{10} V + c \cdot \log_{10} M + d + \alpha\sigma + \alpha f + \alpha s$$

$$L_{10} = L_{10}' - \alpha l$$

ここで、 $L_{10}'$ : 予測基準点における振動レベル80%レンジの上端値

$L_{10}$ : 任意点の振動レベルの80%レンジの上端値

$Q^*$ :500秒間の1車線あたりの等価交通量

$$Q^* = \frac{500}{3600} \cdot \frac{1}{M} (Q_1 + 13Q_2)$$

$Q_1$ : 小型車交通量 (台/時)

$Q_2$ : 大型車交通量 (台/時)

$M$ : 上下車線合計車線数

$V$ : 平均走行速度 (km/時)

$\alpha\sigma$ : 路面の平坦性による補正值 (dB)

$\alpha f$ : 地盤卓越振動数による補正值 (dB)

$\alpha s$ : 道路構造による補正值 (dB)

$\alpha l$ : 距離減衰値 (dB)

$a, b, c, d$ : 定数

## ③ 予測条件の設定

(ア) 交通量及び走行ルート

「資機材の運搬車両の走行による騒音」と同じとした。

(イ) 走行速度

予測に用いる資機材の運搬車両の走行速度は、平日の現地調査結果における時間別の走行速度を用いた。なお、各道路の日平均走行速度は、表 6-5-17 に示すとおりである。

表 6-5-17 平均走行速度

単位: km/時

予測対象道路	走行速度
県道鶯宿中道線【東側】(No.2)	52
県道鶯宿中道線【中央】(No.3)	46
県道鶯宿中道線【西側】(No.4)	50
一般国道 358 号(No.5)	48
金川曾根広域農道(No.6)	49

(ウ) 道路条件

「資機材の運搬車両の走行による騒音」と同じとした。

(5) 予測結果

資機材の運搬車両の走行による振動予測結果を表 6-5-18 に示す。

表 6-5-18 資機材の運搬車両の走行による振動予測結果（甲府方面集中ルート）

単位：dB

予測地点	予測対象	時間帯	現況値	予測結果	増加レベル
			(一般車両)	(一般車両+資機材の運搬車両)	(資機材の運搬車両)
県道 鶯宿中道線 【西側】 (No.4)	①ごみ処理施設の建設	昼間	30.7	39.8	9.1
		夜間	30.0	30.0	0.0
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	30.7	36.2	5.5
		夜間	30.0	30.0	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	30.7	33.7	3.0
		夜間	30.0	30.0	0.0
①+②+③複合影響	昼間	30.7	40.6	9.9	
	夜間	30.0	30.1	0.1	
一般国道 358号 (No.5)	①ごみ処理施設の建設	昼間	46.0	48.0	2.0
		夜間	38.3	38.3	0.0
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	46.0	46.7	0.7
		夜間	38.3	38.3	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	46.0	46.2	0.2
		夜間	38.3	38.3	0.0
①+②+③複合影響	昼間	46.0	48.4	2.4	
	夜間	38.3	38.3	0.0	

備考) 甲府方面集中ルートでは、No. 2、No. 3、No. 6 地点の道路に資機材運搬車両は通行しない。

(6) 環境保全措置の内容と経緯

① 環境配慮事項

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 6-5-19 に示す。

表 6-5-19 環境配慮事項

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類		
			回避	最小化	代償
資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。	振動の発生の集中抑制		○	

② 環境保全措置

資機材運搬車両の走行においては、環境配慮事項を実施することにより振動の影響は、最小化され、振動レベルは低い結果となったことから、環境保全措置は講じない。

## (7) 評価方法

### ① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、環境保全措置を講じない場合（保全措置なし）において、実行可能な範囲内でできる限り回避又は最小化、代償されているかを明確にすることとした。

### ② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

予測結果が、表 6-5-20 に示した環境保全に係る基準または目標との間に整合が図れているかどうかを検討した。

表 6-5-20 環境保全に係る基準または目標

環境保全に係る基準または目標	備 考
「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の限度(要請限度)である昼間 65dB、夜間 60dB (第一種区域)とした。	本予測においては、全地点とも振動規制法に係る規制地域指定の第一種区域に区分される。

## (8) 評価結果

### ① 環境への影響の回避または最小化に係る評価

資機材の運搬車両の走行による振動予測結果と現況値に対する振動レベルの増加量を表 6-5-21 に示す。

資機材の運搬車両の走行による振動レベルの増加量の最大値は、甲府方面集中ルートで No. 4 の+9.9dB、分散ルートで、No. 3 で+8.7dB となるが、予測結果の最大値は、甲府方面集中ルートで No. 5 の 48.4dB、分散ルートで、No. 2 の 48.4 dB であり、人が振動を感じ始める大きさである 55dB (参考資料：「新・公害防止の技術と法規 2010 [騒音・振動編]」2010, (社)産業環境管理協会) 以下となる。

以上のことから、資機材運搬車両の走行による影響は最小化される。

表 6-5-21 予測結果及び現況値に対する増加量

単位：dB

予測地点	予測対象	時間帯	現況値	甲府方面集中ルート		分散ルート	
				予測結果	現況値に対する増加量	予測結果	現況値に対する増加量
県道 鶯宿 中道線 【東側】 (No.2)	①ごみ処理施設の建設	昼間	42.9	42.9	0.0	47.6	4.7
		夜間	32.1	32.1	0.0	32.2	0.1
	②最終処分場の建設 (A案=C案)	昼間	42.9	42.9	0.0	45.0	2.1
		夜間	32.1	32.1	0.0	32.2	0.1
	③地域振興施設の建設	昼間	42.9	42.9	0.0	43.9	1.0
		夜間	32.1	32.1	0.0	32.1	0.0
①+②+③複合影響	昼間	42.9	42.9	0.0	48.4	5.5	
	夜間	32.1	32.1	0.0	32.2	0.1	
県道 鶯宿 中道線 【中央】 (No.3)	①ごみ処理施設の建設	昼間	35.9	35.9	0.0	43.7	7.8
		夜間	30.7	30.7	0.0	30.7	0.0
	②最終処分場の建設 (A案=C案)	昼間	35.9	35.9	0.0	40.1	4.2
		夜間	30.7	30.7	0.0	30.7	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	35.9	35.9	0.0	38.2	2.3
		夜間	30.7	30.7	0.0	30.7	0.0
①+②+③複合影響	昼間	35.9	35.9	0.0	44.6	8.7	
	夜間	30.7	30.7	0.0	30.8	0.1	
県道 鶯宿 中道線 【西側】 (No.4)	①ごみ処理施設の建設	昼間	30.7	39.8	9.1	37.9	7.2
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
	②最終処分場の建設 (A案=C案)	昼間	30.7	36.2	5.5	34.5	3.8
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	30.7	33.7	3.0	32.7	2.0
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
①+②+③複合影響	昼間	30.7	40.6	9.9	38.8	8.1	
	夜間	30.0	30.1	0.1	30.0	0.0	
一般 国道 358号 (No.5)	①ごみ処理施設の建設	昼間	46.0	48.0	2.0	47.2	1.2
		夜間	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0
	②最終処分場の建設 (A案=C案)	昼間	46.0	46.7	0.7	46.3	0.3
		夜間	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	46.0	46.2	0.2	46.1	0.1
		夜間	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0
①+②+③複合影響	昼間	46.0	48.4	2.4	47.5	1.5	
	夜間	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0	
金川 曾根 広域 農道 (No.6)	①ごみ処理施設の建設	昼間	30.5	30.5	0.0	33.4	2.9
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
	②最終処分場の建設 (A案=C案)	昼間	30.5	30.5	0.0	31.4	0.9
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
	③地域振興施設の建設	昼間	30.5	30.5	0.0	31.0	0.5
		夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0
①+②+③複合影響	昼間	30.5	30.5	0.0	34.0	3.5	
	夜間	30.0	30.0	0.0	30.0	0.0	



② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価

資機材運搬車両の走行における振動評価結果を表 6-5-22 に示す。

全ての予測結果は、環境保全目標を満たす結果となっている。

以上のことから、環境保全に関する基準又は目標との整合性は図られている。

表 6-5-22 資機材運搬車両の走行による振動に係る評価結果

単位：dB

予測地点	予測対象	時間帯	予測結果		環境保全に係る基準または目標	評価
			甲府方面 集中ルート	分散ルート		
県道 鶯宿 中道線 【東側】 (No.2)	①ごみ処理施設の建設	昼間	42.9	47.6	65	○
		夜間	32.1	32.2	60	○
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	42.9	45.0	65	○
		夜間	32.1	32.2	60	○
	③地域振興施設の建設	昼間	42.9	43.9	65	○
		夜間	32.1	32.1	60	○
①+②+③複合影響	昼間	42.9	48.4	65	○	
	夜間	32.1	32.2	60	○	
県道 鶯宿 中道線 【中央】 (No.3)	①ごみ処理施設の建設	昼間	35.9	43.7	65	○
		夜間	30.7	30.7	60	○
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	35.9	40.1	65	○
		夜間	30.7	30.7	60	○
	③地域振興施設の建設	昼間	35.9	38.2	65	○
		夜間	30.7	30.7	60	○
①+②+③複合影響	昼間	35.9	44.6	65	○	
	夜間	30.7	30.8	60	○	
県道 鶯宿 中道線 【西側】 (No.4)	①ごみ処理施設の建設	昼間	39.8	37.9	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	36.2	34.5	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
	③地域振興施設の建設	昼間	33.7	32.7	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
①+②+③複合影響	昼間	40.6	38.8	65	○	
	夜間	30.1	30.0	60	○	
一般 国道 358号 (No.5)	①ごみ処理施設の建設	昼間	48.0	47.2	65	○
		夜間	38.3	38.3	60	○
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	46.7	46.3	65	○
		夜間	38.3	38.3	60	○
	③地域振興施設の建設	昼間	46.2	46.1	65	○
		夜間	38.3	38.3	60	○
①+②+③複合影響	昼間	48.4	47.5	65	○	
	夜間	38.3	38.3	60	○	
金川 曾根 広域 農道 (No.6)	①ごみ処理施設の建設	昼間	30.5	33.4	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
	②最終処分場の建設(A案=C案)	昼間	30.5	31.4	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
	③地域振興施設の建設	昼間	30.5	31.0	65	○
		夜間	30.0	30.0	60	○
①+②+③複合影響	昼間	30.5	34.0	65	○	
	夜間	30.0	30.0	60	○	

備考) ○は環境保全に係る基準または目標に適合

### 3) 施設の稼働による振動の影響

#### (1) 予測項目

予測項目は、ごみ処理施設における施設の稼働による振動の影響（時間率振動レベル  $L_x$ ）及び埋立作業による振動の影響（時間率振動レベル  $L_x$ ）とした。

#### (2) 予測地域及び地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とし、対象事業実施区域の敷地境界及び近接した周辺民家を兼ねる地点として、別当地区の 1 地点 (No.1)（騒音と同地点）及び敷地境界の内、振動規制法に基づく規制区域の東端の 1 地点（「敷地境界東」と称す）とした（予測地点位置は図 6-5-4 に示したとおり）。

#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、「施設の稼働による騒音」と同じとした。

#### (4) 予測方法

##### ① ごみ処理施設の稼働

##### (ア) 予測式

予測式は、「新・公害防止の技術と法規 2010 [騒音・振動編]」（公害防止の技術と法規編集委員会, 平成 22 年）等に準じて、振動の伝搬理論に基づく予測式(点発生源からの距離減衰式)とした。

$$L(r) = L(r_0) - 15 \log_{10}(r/r_0) - 8.68\alpha(r - r_0)$$

$L(r)$  : 予測地点における振動レベル (dB)

$L(r_0)$  : 基準点における振動レベル (dB)

$r$  : 機械の稼働位置から予測地点までの距離 (m)

$r_0$  : 機械の稼働位置から基準点までの距離 (5m)

$\alpha$  : 内部減衰係数（「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（財）道路環境研究所, 2007 年）に基づき 0.01 とした）

(イ) 予測条件の設定

ア) 振動発生施設の条件

ごみ処理施設の稼働の予測に用いる機器は、メーカーへのヒアリング結果から想定される振動に係る最大の機器数（各社の設定機器のうち重複する機器を除いた全機器数）を考慮した。

機器類の基準点振動レベルは、メーカーヒアリング結果から各機器において最大となるデータとし表 6-5-23(1)～(2)に示すとおり設定した。

なお、各機器類の配置は、影響が大きくなる条件として、メーカーヒアリング結果のうち、予測点として設定している北西側に近い位置及び低い階に設置するものとした。

各機器の配置を図 6-5-4(1)～(5)に示す。

各機器と予測地点との水平距離は、資料編(p. 資 2. 3. 30、p. 資 2. 3. 31)に示す。

表 6-5-23(1) 施設機器類（焼却溶融施設）

NO.	機器名称	設置階数	運転台数	運転状態	振動レベル (機側 5m) [dB]
1	押込送風機	2	3	常時	39
2	二次送風機	1	3	常時	39
3	雑用空気圧縮機	2	4	常時	59
4	計装用空気圧縮機	1	1	常時	48
5	その他空気圧縮機	2	2	常時	39
6	誘引送風機	1	3	常時	59
7	その他送風機	4	1	常時	39
8	ボイラ関連機器	1	3	常時	59
9	ごみクレーン	5	2	間欠	59
10	給じん装置	2	3	常時	54
11	ポンプ 1	1	2	常時	45
12	ポンプ 2	1	3	常時	44
13	気体発生装置	1	1	常時	59
14	油圧装置	1	3	常時	54
15	蒸気タービン・発電機	2	1	常時	59
16	砂分級装置	1	3	常時	59
17	破碎機	2	1	常時	59

表 6-5-23(2) 施設機器類（リサイクル施設）

NO.	機器名称	設置階数	運転台数	運転状態	振動レベル (機側 5m) [dB]
1	粗破碎機	1	1	5 時間	60
2	高速回転式破碎機	1	1	5 時間	95
3	プレス機	1	2	5 時間	59
4	圧縮梱包機	1	3	5 時間	44
5	排風機 1	3	1	5 時間	63
6	排風機 2	2	1	5 時間	63
7	空気圧縮機	1	2	5 時間	49
8	クレーン	4	1	5 時間(間欠)	69
9	破碎物搬送コンベヤ	1	1	5 時間	74

(ウ)バックグラウンド（現況の振動）

予測に用いたバックグラウンド（現況の振動）は、敷地境界及び周辺民家を兼ねる地点(No. 1)における調査結果から、昼間(8～19時)、夜間(19～8時)ともに、振動レベル(L<sub>10</sub>)の平均値が30dB未満であったため、30dBとした。

② 最終処分場の稼働

(ア)予測式

予測式はごみ処理施設の稼働と同様とした。

(イ)予測条件の設定

最終処分場の埋立作業の予測に用いる機械は、表6-5-24に示すとおり設定した。

なお、最終処分場の浸出水処理施設の稼働については、環境配慮事項として基礎への固定、防振ばねの使用などを実施すること、また、浸出水処理施設は、民家等から離れた谷部に設置されることから影響はないものと考えた。

埋立作業機械の配置を図6-5-5(1)[A案]、図6-5-5(2)[C案]に示す。各作業機械と予測地点との水平距離は、資料編(p.資2.3.31)に示す。

表6-5-24 最終処分場の埋立作業における建設機械の振動レベル

機械種別	規格	台数	振動レベル(dB) 注1	出典
バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	1	72	1
ブルドーザ	11t	1	75	1
ダンプトラック	11t	1	62	1

注1) 振動源から5m地点における値

出典1) 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)((社)日本建設機械化協会,平成13年2月)

(ウ)バックグラウンド（現況の振動）

バックグラウンド（現況の振動）はごみ処理施設の稼働と同様とした。

③ 最終処分場（第2期）の工事

(ア)予測式

予測式はごみ処理施設の稼働と同様とした。

(イ)予測条件の設定

最終処分場の埋立作業の予測に用いる機械は、表6-5-25に示すとおり設定した。

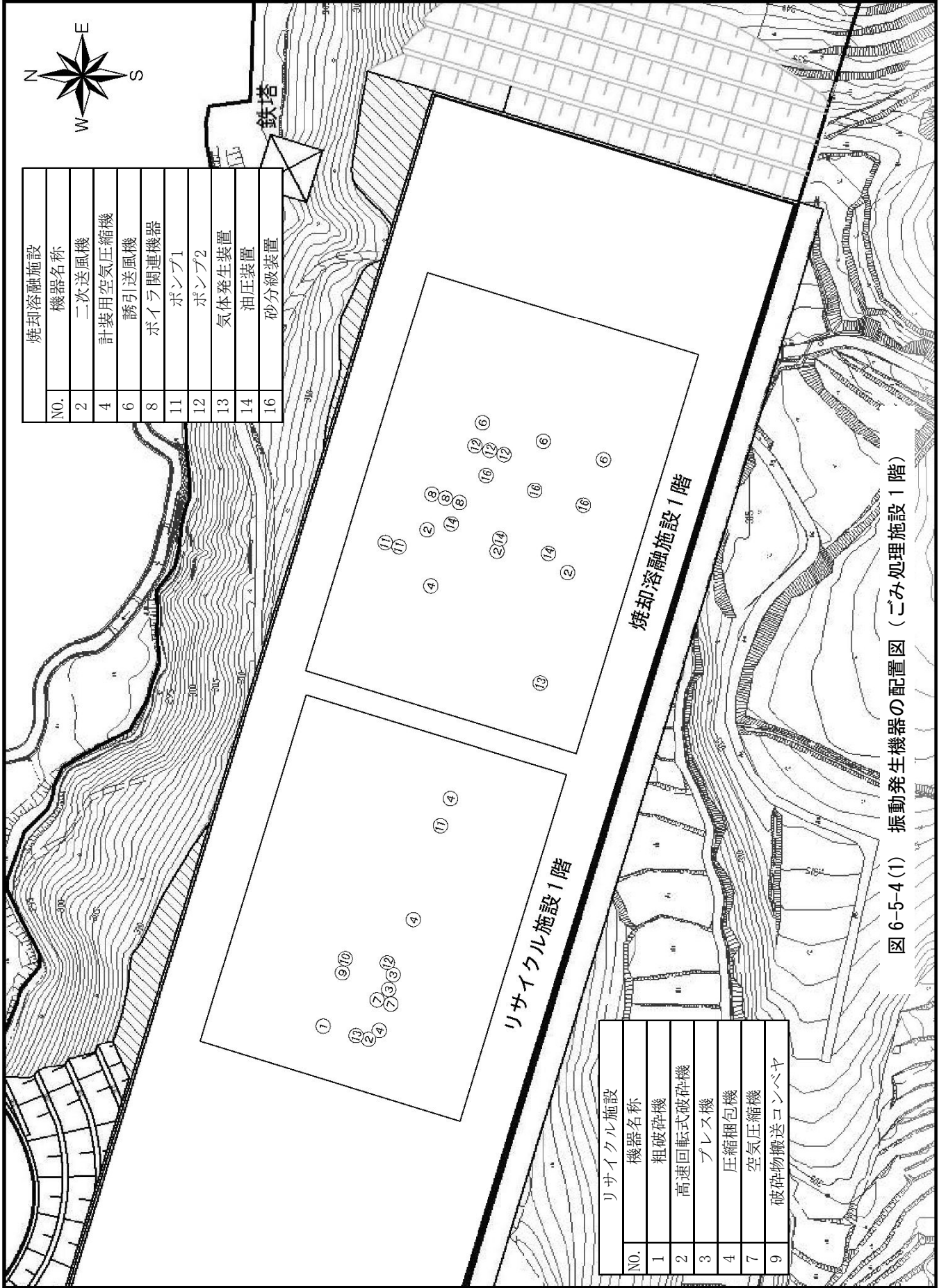
建設作業機械の配置を図6-5-6に示す。各作業機械と予測地点との水平距離は、資料編(p.資2.3.31)に示す。

表6-5-25 最終処分場（第2期）の建設作業における建設機械の振動レベル

機械種別	規格	台数	振動レベル(dB) 注1	出典
バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	3	72	1
ダンプトラック	11t	3	62	1

注1) 振動源から5m地点における値

出典1) 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)((社)日本建設機械化協会,平成13年2月)

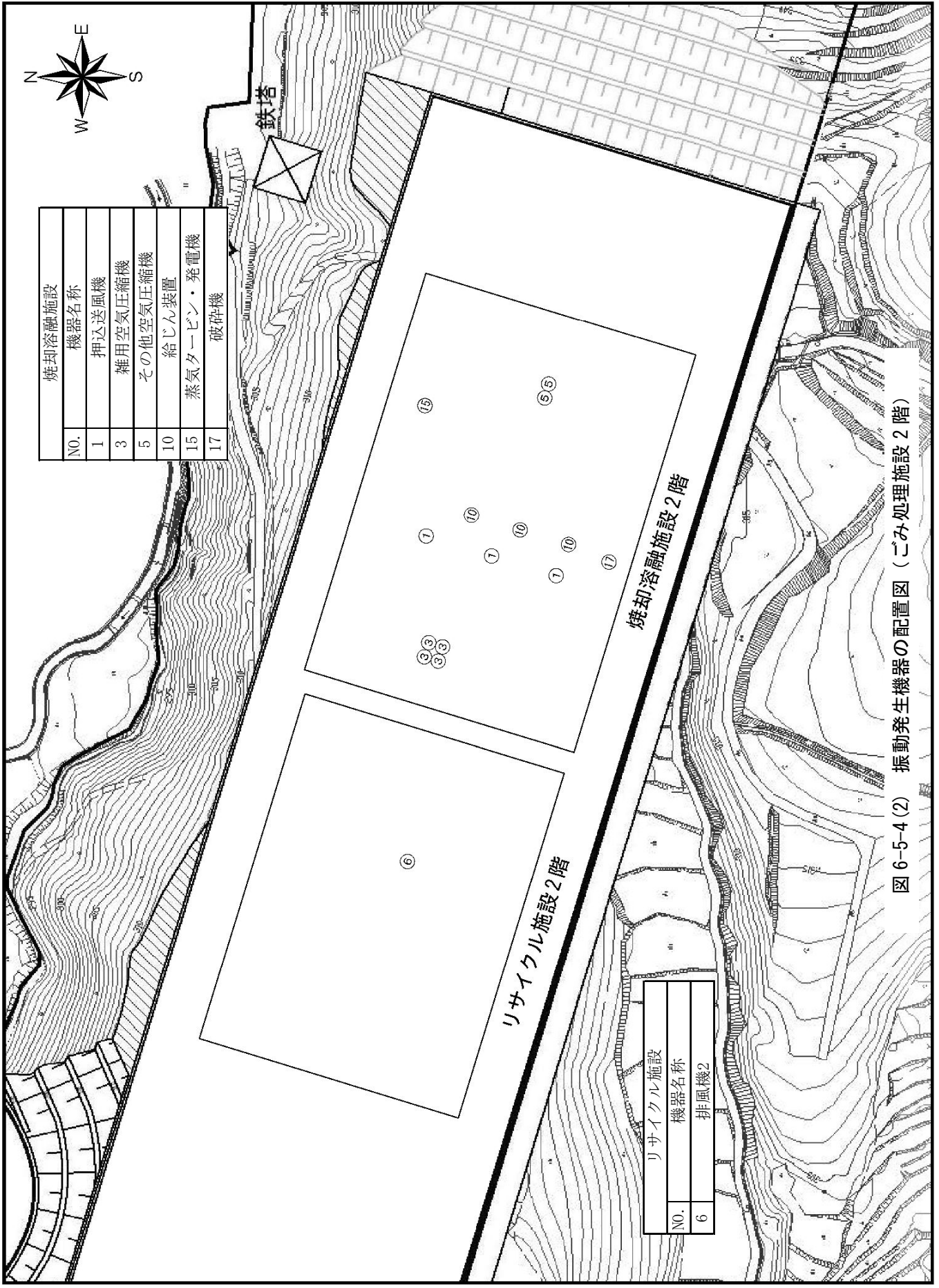


焼却溶融施設	
NO.	機器名称
2	二次送風機
4	計装用空気圧縮機
6	誘引送風機
8	ボイラ関連機器
11	ポンプ1
12	ポンプ2
13	気体発生装置
14	油圧装置
16	砂分級装置

リサイクル施設	
NO.	機器名称
1	粗破砕機
2	高速回転式破砕機
3	プレス機
4	圧縮梱包機
7	空気圧縮機
9	破砕物搬送コンベヤ

図 6-5-4(1) 振動発生機器の配置図 (ごみ処理施設 1階)

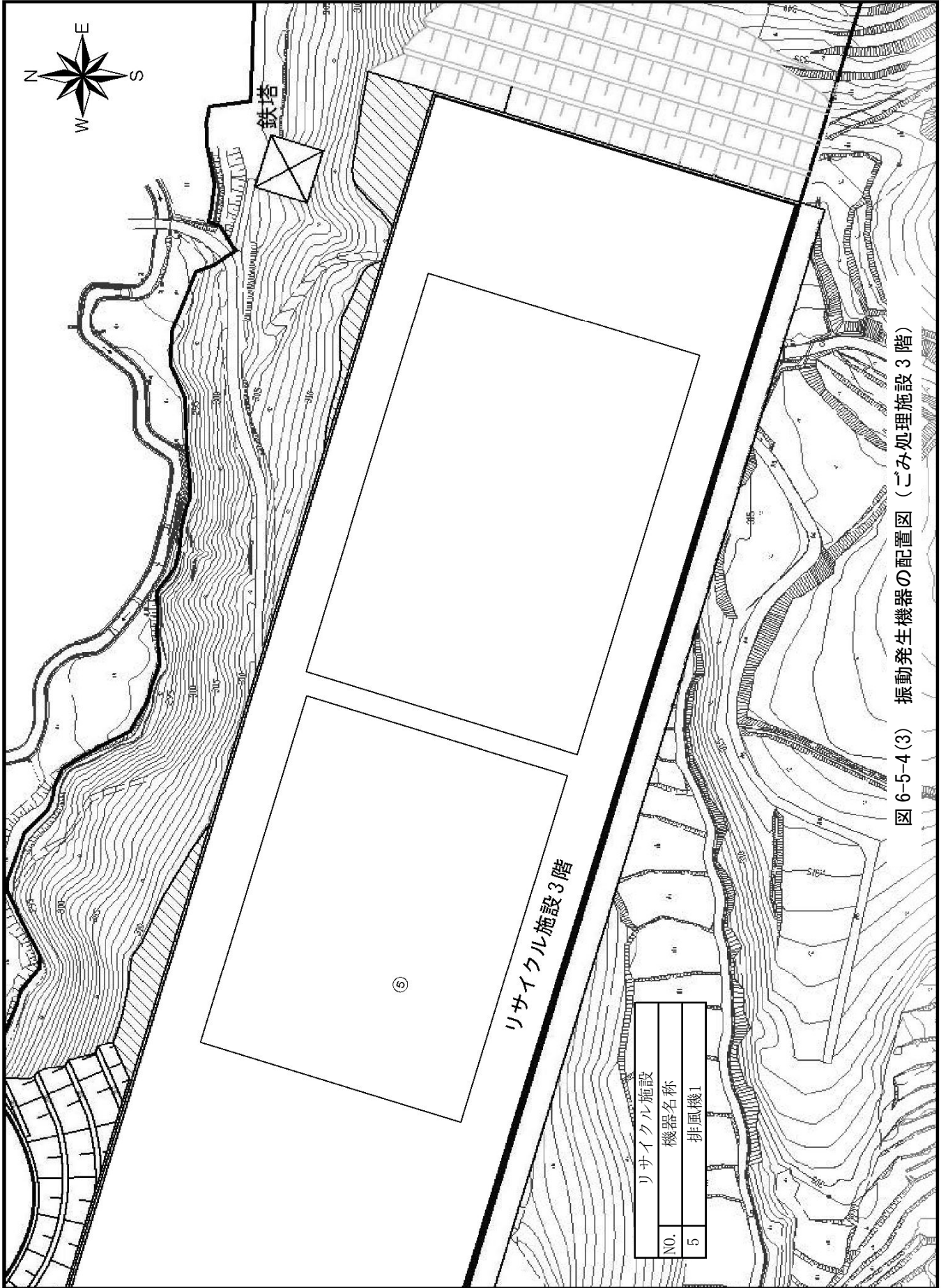




焼却溶融施設	
NO.	機器名称
1	押込送風機
3	雑用空気圧縮機
5	その他空気圧縮機
10	給じん装置
15	蒸気タービン・発電機
17	破砕機

リサイクル施設	
NO.	機器名称
6	排風機2

図 6-5-4 (2) 振動発生機器の配置図 (ごみ処理施設 2 階)





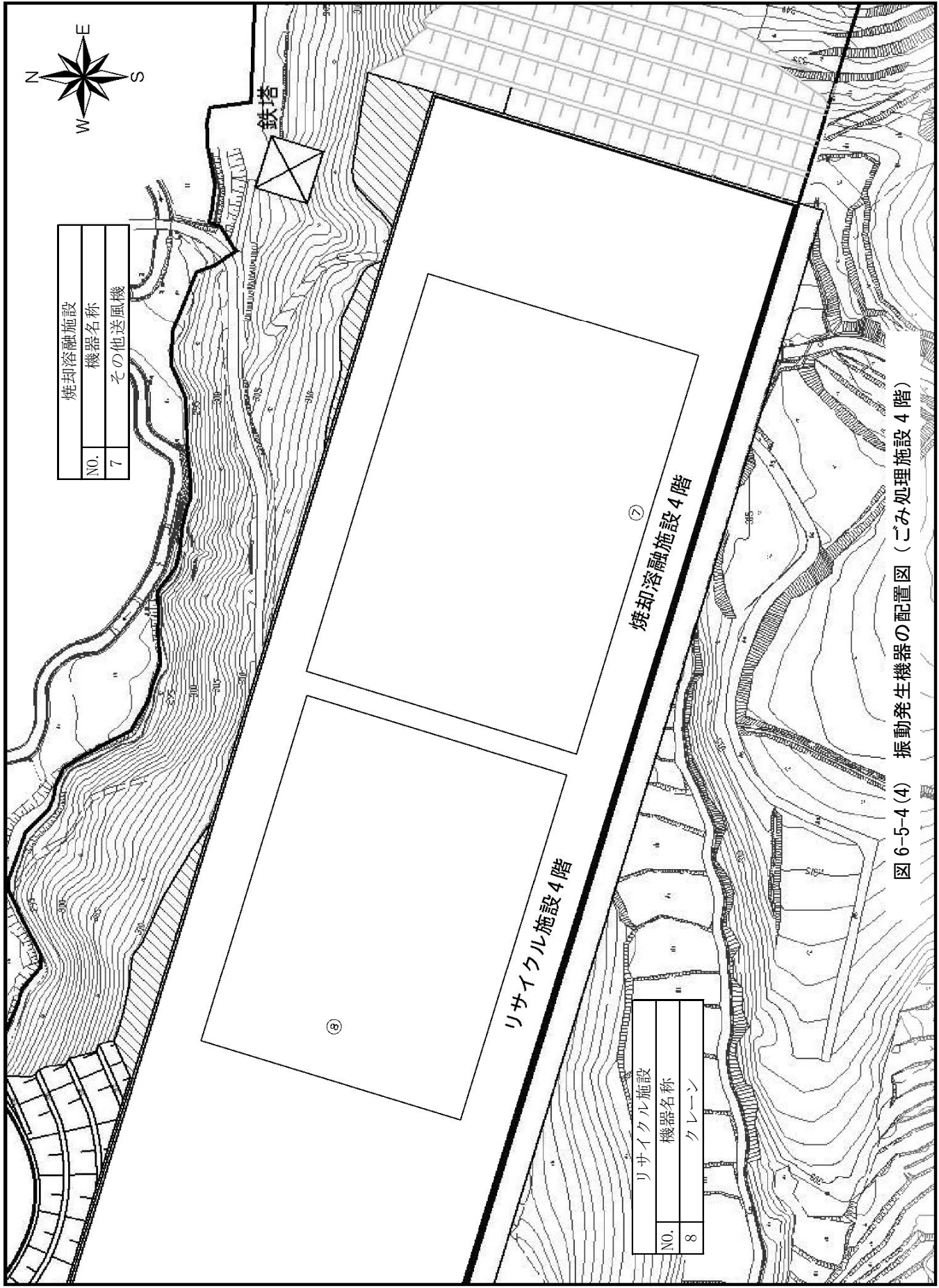


図 6-5-4(4) 振動発生機器の配置図 (ごみ処理施設 4 階)